

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年６月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ 水道・下水道

	要望者区分	市民		
要望日	令和８年５月９日（土曜日）	回答日	令和８年６月５日（金曜日）	
標 題	要望等記録制度で扱って下さい１			
要望等の概要	水道局の委託業者による虚偽回答と恫喝は淀川区役所の腐敗した体質が委託業者まで波及した結果ではないのか。			
対応方針の概要	要望等に対する回答書を作成し、令和８年６月５日に送付しましたが、受取拒否する旨を記載したメモが貼付されて、令和８年６月１５日に返戻されました。			
担当部署	水道局 総務部 総務課		電話	06-6616-5403